

石川県公報

令和2年3月31日（火曜日）

号 外

（第21号）

目 次

監査委員 ○石川県監査委員処務規程の一部改正	1	○石川県監査委員事務局処務規程の一部改正	1
---------------------------	---	----------------------	---

監 査 委 員

石川県監査委員規程第2号

石川県監査委員処務規程（昭和39年石川県監査委員規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(委員会議)」を付し、同条第2項中「委員会議は、」の次に「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の3第1項に規定する」を加え、同条第7項中「会議を開く日時、」を「開催の日時及び」に改め、同条に次の1項を加える。

8 委員会議は、非公開とする。

第3条に見出しとして「(定足数及び議事)」を付し、同条第2項及び第4項中「会議」を「委員会議」に改める。

第4条に見出しとして「(協議事項)」を付し、同条第1号を次のように改める。

(1) 規程の制定及び改廃に関すること。

第4条中第7号を削り、第6号を第8号とし、同条第5号中「事項」の次に「に関すること。」を加え、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 監査専門委員の選任に関すること。

第4条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「執行計画」を「執行に係る監査計画」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第198条の4第1項に規定する監査基準に関すること。

第4条に次の1号を加える。

(9) その他条例第6条の規定により委員が定める事項又は委員が必要と認める事項に関すること。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(代表委員)」を付し、同条中「並びに知事に、」を「及び知事に」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員が前条の協議により選任した代表委員の任期は、当該選任された委員の任期による。

第6条に見出しとして「(代表委員が処理する事務)」を付し、同条中「庶務は」を「事務は」に改め、同条第1号中「及び懲戒等」を「、懲戒、出張等」に改め、同条第4号中「文書」の次に「の管理」を加え、同条第5号中「及び事務局職員」を削り、同条第6号中「その他」の次に「委員及び監査専門委員」を加える。

第8条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

石川県監査委員規程第3号

石川県監査委員事務局処務規程（昭和39年石川県監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第3条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 監査（行政監査並びに請求及び要求に基づく監査を除く。以下この号において同じ。）の結果及び当該監査の結果に基づく知事等からの措置状況に係る通知の公表等に関すること。

第4条第2号中「財政的援助を与えているもの」を「財政的援助団体」に改め、同条第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 普通会計の決算審査及び定額の資金を運用するための基金の運用状況の審査に関すること。

(4) 企業会計の決算審査及び資金不足比率の審査に関すること。

(5) 例月出納検査に関すること。

(6) 健全化判断比率の審査に関すること。

(7) 指定金融機関等の監査（要求に基づく監査を含む。）に関すること。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「請求、要求等」を「請求及び要求」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 内部統制評価報告書の審査に関すること。

第14条第2号中「公開決定等、」の次に「同条例」を加える。

第15条の見出しを「(石川県文書管理規程の準用)」に改め、同条の表中

「第7条第1項及び第2項、第15条、第35条第1項」を

「第7条第1項及び第2項、第15条、第35条」に、

「局長」を「事務局長」に、

「第8条第2項第1号、第10条第1項、第11条第1項、第14条第1項、第23条第1項、第24条、第29条第1項、第30条第1項、第33条第1項」を

「第8条第2項第1号、第10条第1項、第14条第1項及び第3項、第23条第1項、第24条、第29条第1項、第30条、第33条第1項」に、

「第11条第1項」を「第11条第1項、第14条第1項」に、

「第11条第1項から第3項まで、第14条第1項、第31条第5項、第33条第1項及び第2項、第37条」を

「第11条第1項から第4項まで、第14条第1項、第31条第5項及び第6項、第33条第1項から第4項まで、第37条、第38条、第47条第4項、第57条」に、

「第11条第2項第1号から第3号まで及び同条第3項」を

「第11条第2項第1号から第3号まで」に、

「第14条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第50条第2項」を

「第14条第1項、第29条第1項及び第2項、第30条、第50条第2項、第57条」に、

「第14条第3項、第24条、第50条第1項及び第2項、第56条」を

「第14条第3項、第24条、第32条、第50条第1項及び第2項、第56条、第57条」に、

「次長及び局長」を「次長及び事務局長」に、「委員」を「監査委員」に、

「第7条の2、第8条第4項、第9条第2項から第4項まで、第31条第5項、第39条第1項及び第2項、第47条第3項及び第4項

を

「第7条の2、第8条第4項、第9条第2項、第3項並びに第4項第1号及び第2号、第31条第5項、第38条第3項、第39条、第41条、第45条第5項、第47条第4項、第48条第1項、第49条第1項

に、

「第33条第2項」を「第33条第2項及び第3項」に、

「第47条第3項、第52条、第60条」を「第28条、第47条第3項、第52条、第60条」に改める。

第16条第1項中「委員等」を「監査委員等」に改める。

第17条中「石川県処務規程」の次に「(昭和33年石川県訓令甲第9号)」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

